

令和2年3月4日

## 新型コロナウイルス蔓延防止対策について

弊社は精神科看護に特化した在宅医療企業として、利用者様および地域にお住いの皆様の不安軽減に少しでも寄与いたすべく、掲題について以下のとおり対応することといたしました。

### 1. 利用者様について

- 訪問に当たっては利用者様に発熱が認められた場合直ちに手順に従い感染予防に努める。
- 発熱によりサービス利用中止の申し出をされた利用者様については、電話による体調確認をしたうえで感染が疑われる場合は、厚生労働省が設置した相談窓口の情報を提供する。
- 感染が疑われる利用者様に関しては定期的な体調確認を実施し、主治医に連絡したうえで各関係機関と感染防止策を講じる。
- 利用者様に感染が確認された場合、利用者様の主治医、各関係機関、保健所に感染者発生的事实を連絡する。

### 2. スタッフについて

- 訪問に際しては常に感染のリスクがあるものとして事前事後の手洗い、咳エチケット、換気など基本的な感染予防対策を実施する。
- 出勤前に各自で体温を計測し、発熱が認められる場合（37.5℃以上）は出勤しないことを徹底する。
- 発熱が認められた場合は自宅待機とし、4日以上症状が継続する場合は、相談窓口にご相談し指定された医療機関を受診、経過については都度報告するものとする。
- スタッフに感染が確認された場合、各関係機関、保健所に感染者発生的事实を連絡する。

### 【今後について】

今後も順次、厚生労働省をはじめとする各府省からの通達を精査した上で社内・各関係機関で対策を講じていきます。感染予防対策は統一された形をとるわけではなく各地に適した方策がありますので、地方自治体等の関係者の意見をよく伺いながら進めることといたします。事態の進行や新たな科学的知見に基づき、方針の修正が必要な場合は、新型コロナウイルス感染症対策本部の情報を基に都度、方針を更新し、具体化してまいります。

以上